

相楽郡広域事務組合条例第5号

相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年8月制定）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中

「

行政不服審査会	会長	日額 8,000円
	委員	日額 7,000円
その他の非常勤特別職員		予算の定めるところによる

」を

「

行政不服審査会	会長	日額 8,000円
	委員	日額 7,000円
審理員（外部から登用する場合に限る。）	1件	120,000円
その他の非常勤特別職員		予算の定めるところによる

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。